

1-1-31 現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）等

（1. 2. 省略）

3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、「現場代理人 主任技術者 専門技術者経歴書」（第7編 様式-4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第7編 様式-5）を作成（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

（公的書類例）

- ・健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（標準報酬決定通知書）
- ・住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（市町村発行特別徴収税額決定書）
- ・監理技術者資格証

~~ただし、経営規模等評価結果通知書において健康保険が適用除外となっており、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（市町村発行特別徴収税額決定書）、監理技術者資格者証の提出もできない場合に限り、監督員と協議のうえ雇用保険関係書類の写し等その他公的書類を提出すること。~~

（4. 以降省略）